

裁定申請者からの補正申請書について

- P 1 …三原テレビ放送株式会社からの裁定申請の概要
- P 2 …尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請の概要

再送信同意に係る裁定申請の変更申請の概要

1 申請日

平成19年9月12日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：三原テレビ放送株式会社（広島県三原市）

住 所：広島県三原市宮沖5丁目8番15号

代表者：代表取締役 勝村 善博

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 変更事項

平成19年5月30日付け、三原テレビ放送株式会社からの裁定申請書

(1) 再送信しようとするテレビジョン放送

変更前	テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く）
変更後	テレビせとうち株式会社西讃岐標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く）

(2) 受信点の場所

変更前	三原市中之町3713番地
変更後	三原市宮沖5丁目8番15号

4 変更の理由

区域外発局であるテレビせとうち株式会社の受信局を岡山標準テレビジョン放送局（23CH）としていたが、平成19年8月10日から三原局で地上デジタル放送電波が発射された際、同一チャンネル（株式会社 テレビ新広島23CH）があり、デジタル・アナログ同一チャンネル混信による画質劣化が認められたため、西讃岐局（46CH）を、受信局とすることとしたため。

再送信同意に係る裁定申請の変更申請の概要

1 申請日

平成19年9月12日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：尾道ケーブルテレビ株式会社（広島県尾道市）

住 所：広島県尾道市西御所町14-15

代表者：代表取締役社長 三宅 敬一

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 変更事項

平成19年5月30日付け、尾道ケーブルテレビ株式会社からの裁定申請書

(1) 受信点の場所

変更前	<u>西御所町4-15（センター屋上）</u>
変更後	<u>西尾道市山波町106-2番地</u>

(2) 受信点における電界強度、画質評価等

		受信 CH	放送局名		電界強度	受信空中線 出力端子 レベル	画質 評価
変更前	区域外	23	テレビせとうち 岡山放送局	映像	<u>46.6</u>	<u>58.5</u>	<u>3+</u>
				音声	<u>39.8</u>	<u>51.7</u>	
変更後	区域外	23	テレビせとうち 岡山放送局	映像	<u>44.4</u>	<u>56.3</u>	<u>3</u>
				音声	<u>39.7</u>	<u>48.6</u>	

4 変更の理由

区域外局であるテレビせとうち株式会社の受信点を尾道市西御所町14-15としていたが、平成19年8月10日から三原局で地上デジタル放送電波が発射された際、同一チャンネル（株式会社 テレビ新広島23CH）があり、デジタル・アナログ同一チャンネル混信による画質劣化が認められたため、受信点を尾道市西御所町14-15から尾道市山波町106-2番地と変更したため。